

津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月2日

津市監査委員 高 松 和 也

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 倉 田 寛 次

第1 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

1 部局

- (1) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、地域政策課、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- (2) 危機管理部（危機管理課、防災室）
- (3) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- (4) 市民部（市民課、新斎場建設推進室（組織改正により平成26年12月31日まで）、市民交流課、対話連携推進室、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- (5) スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、新産業スポーツ施設推進室、文化振興課（リージョンプラザ））
- (6) 環境部（環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、環境施設課（西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず））
- (7) 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課（中央保健センターほか9センター）、地域医療推進

- 室)
- (8) 商工観光部 (商業振興労政課、工業振興課、企業誘致室、観光振興課)
 - (9) 農林水産部 (農林水産政策課、農業共済室、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課)
 - (10) 競艇事業部 (競艇管理課、競艇事業課)
 - (11) 都市計画部 (都市政策課、開発指導室、交通政策課、名松線復旧推進室、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課)
 - (12) 建設部 (建設政策課、事業調整室、建設整備課、道路等特定事項推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所)
 - (13) 下水道部 (下水道政策課、下水道建設課、下水道施設課)
 - (14) 会計管理室
 - (15) 久居総合支所 (地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさいふれあいセンター)
 - (16) 河芸総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
 - (17) 芸濃総合支所 (地域振興課 (棕本財産区を含む。)、市民福祉課)
 - (18) 美里総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
 - (19) 安濃総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
 - (20) 香良洲総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
 - (21) 一志総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
 - (22) 白山総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
 - (23) 美杉総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
 - (24) 水道局 (水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸水道事業所、一志水道事業所)
 - (25) 消防本部 (消防総務課、消防団統括室、消防安全課、警防室、救急課、通信指令課)・消防署 (中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署)
 - (26) 教育委員会事務局 (教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、図書館 (津図書館ほか8館2室))
 - (27) 選挙管理委員会事務局

- (28) 農業委員会事務局
- (29) 監査事務局
- (30) 議会事務局（議会総務課、議事課）
- 2 市立保育所
 - (1) 立誠保育園
 - (2) 高洲保育園
- 3 市立小学校・市立幼稚園
 - (1) 市立小学校
 - ア 南立誠小学校
 - イ 北立誠小学校
 - ウ 新町小学校
 - エ 高茶屋小学校
 - オ 安東小学校
 - カ 栗真小学校
 - キ 大里小学校
 - ク 豊が丘小学校
 - ケ 豊津小学校
 - コ 上野小学校
 - (2) 市立幼稚園
 - ア 南立誠幼稚園
 - イ 北立誠幼稚園
 - ウ 新町幼稚園
 - エ 安東幼稚園
 - オ 大里幼稚園
 - カ 豊津幼稚園

第2 監査の対象年度及び事項

原則として平成26年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成25年度以前のもを対象を含めた。

第3 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の伊藤

康雄がその合議に関与したものであるが、平成27年2月16日付けで退任し、同月17日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の倉田寛次が当該報告を提出することについて、事務を引き継いだ。

第4 監査の期間

監査の期間は、平成26年9月12日から平成27年2月6日までである。

第5 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 商工観光部（観光振興課）

平成24年度津市観光協会事業補助金について、当該補助金の一部が交付確定後に津市観光協会から返還されたことは、同協会における当該補助金の実績報告が不適切であり、観光振興課においても、当該補助金の審査が不十分であったことから、同課においては、補助金の交付確定に当たり、補助金審査におけるチェック体制の見直し等、適切な事務処理に努められたい。

2 一志総合支所（地域振興課）

一志温泉やすらぎの湯について、利用実績・売上額の減少傾向が続く中、一部業務の委託など歳出の抑制に取り組んでいるものの、経営状況の改善までには至っていない。歳出抑制に引き続き取り組むとともに、今後は受益者負担の観点に立ち、タオル貸出の有料化や年会員券を含めた使用料の見直し等、更なる収支の改善に努められたい。

3 教育委員会事務局

（1）学校教育課

津市職員の自家用自動車の公務への使用に関する要綱に基づき、自家用自動車を使用しているが、一部の幼稚園では同要綱第4条に規定する登録車使用記録簿への記載をせず、所属長への許可も受けないまま、自家用自動車を公用車として使用していることが確認された。

さらに、公務先までの予定運行距離が往復4キロメートル未満のときは、同要綱第5条第5号において使用の許可が認められていないにもかかわらず、自家用自動車を公務に使用していることも確認されたことから、同要綱に従い適正に事務を遂行されたい。

（2）生涯学習課

放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の一部において、浄化槽の清掃及び保守点検に係る費用を市が負担している一方で、公共下水道が整備されている区域においては、下水道使用料をクラブが負担しているところもあり、個々のクラブによって汚水処理の方法が異なることから、その費用負担の取扱いについて統一性を欠く状況であるため、クラブ間で公平性が保たれるよう、汚水処理の費用負担の在り方について、検討されたい。

第7 監査意見

測量士、建築士等に対する報酬、料金等の支払時における所得税の源泉徴収漏れの事例が全国的に見られ、本市においても同様の事案が確認された。

その主な原因は、所得税法の誤認によるものであることから、今後、関係部局にあっては、職員の知識の向上に努めることはもとより、チェック体制の見直しをはじめとして、全庁的に情報の共有化を図るなど適正かつ円滑な行政運営に努められるよう望むものである。

また、時間外勤務・休日勤務の状況について、各所属において時間外勤務等の縮減に努められている。防災や災害復旧業務への従事、国による制度改正への対応など、時間外勤務等がやむを得ない場合もあると理解するものの、職員の健康管理及び公務能率の維持確保の観点から、各所属においては、主体的に時間外勤務等の縮減に一層取り組まれるよう、意見するものである。